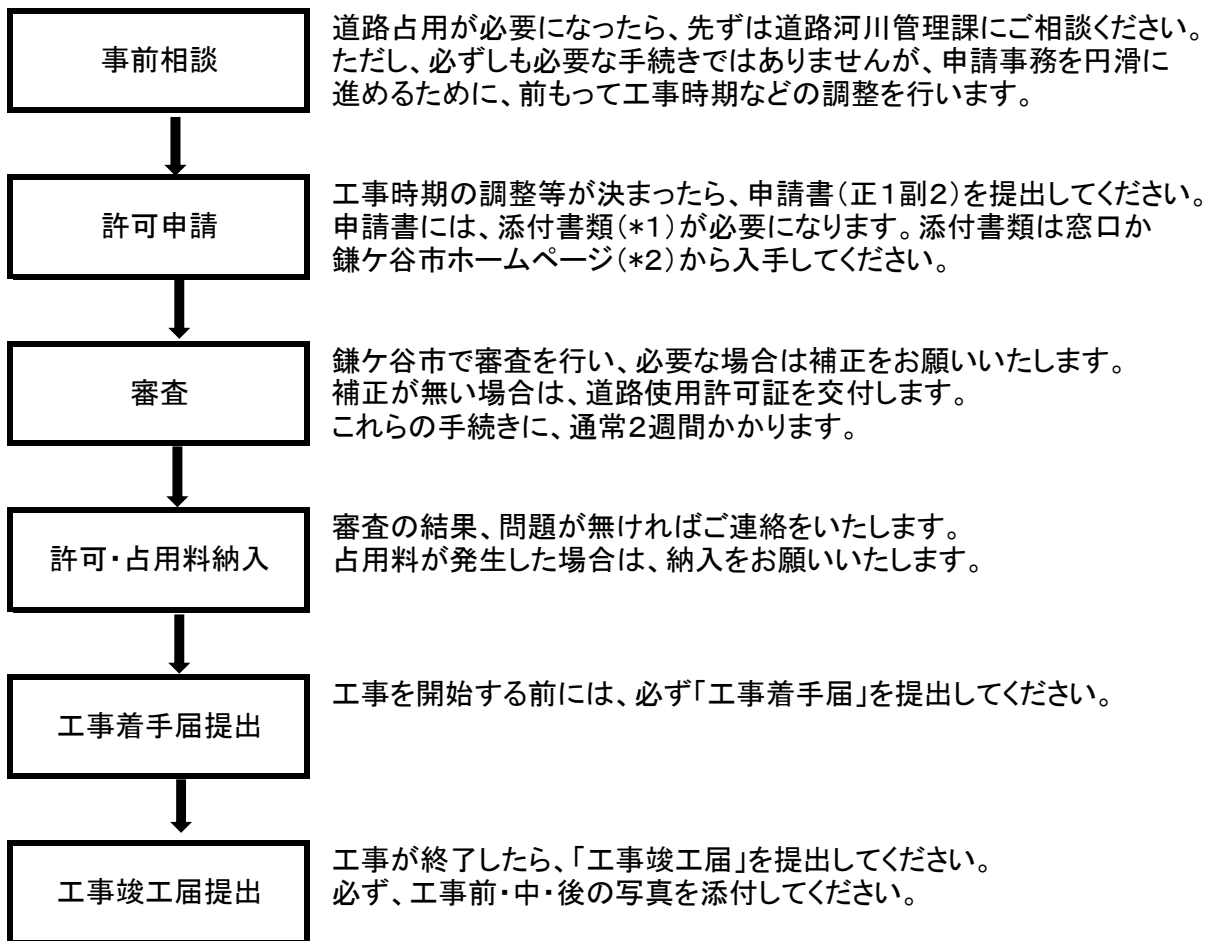


道路占用工事許可申請手続き

道路の占用とは

道路とは、本来一般交通の用に供されるものです。しかし、私たちが生活をしていくうえで、上手に道路を利用することもその役割の一つです。
この様に、本来と異なる使い方で道路を利用するための制度が「道路占用」制度です。占用の主な種類として、電柱や電線、郵便ポストや公衆電話など道路上に設置するものや、水道管や下水道管、ガス管など道路内に埋め込むものなどをいいます。これらを設置するには一般交通を妨げてしまうため、道路管理者に許可を得たうえで工事を行うために道路占用申請が必要となります。
道路法第32条の手続きとなります。



以上で手続きは終了となります。

* 1 位置図・断面図・平面図・設備構造図・現場写真・保安施設図・工事の時間帯

* 2 「鎌ヶ谷市ホームページ」→「便利なサービス」→「申請書ダウンロード」
→「申請書等ダウンロードサービス」→「道路河川管理課 管理係」
→「道路占用許可申請書」